

吉野川市YYターン移住創業支援事業のご案内

～移住者で空き店舗等を活用して新たに創業する方（法人）を支援します～

概 要

本市への移住者が、市内の空き店舗等を活用する創業に対して、改装費及び1年間分の家賃を交付することで、まちづくりの新たな担い手となる移住者の定着や地元雇用の創出、空き店舗等利活用等により、地域活性化・経済活性化の促進を図ります。

補助金の活用を検討されている方は、**必ず空き店舗等の賃貸及び工事着工前に、吉野川市商工会議所または吉野川市商工会にご相談ください。**

補助対象要件～以下の全てを満たす方～

移住者とは	補助金の交付申請をする日において市外から市内に転入して6か月未満の者（※転入前でも申請できる場合もあります。）
創業とは	市内の空き店舗等を活用して、店舗、工房、事務所等の事業所を新たに設置し、原則として、1日の営業時間が6時間以上であり、かつ、週5日以上営業すること。
<input type="checkbox"/>	同一の場所において創業を開始する日から3年以上継続して事業を営むことが見込まれる移住者、または責任者が移住者である法人。（法人にあっては市内に法人登記及び事業所を置いていないこと）
<input type="checkbox"/>	実績報告日から3年間は市外へ転出しないことが見込まれる移住者、又は責任者が移住者である法人。（任意様式の誓約書提出）
<input type="checkbox"/>	創業に際し許認可又は資格が必要な場合において、当該許認可又は資格を有し、又は創業までに取得する見込みがあること。
<input type="checkbox"/>	補助金の交付申請前に、既に当該申請に係る空き店舗等の使用又は改装工事を開始していないこと。
<input type="checkbox"/>	申請者が市町村税を滞納していないこと。 （申請者が法人である場合は、移住者と法人の市町村税の滞納がないこと。）
<input type="checkbox"/>	市内での事業所等の移転ではないこと。
<input type="checkbox"/>	吉野川商工会議所又は吉野川市商工会の支援を受け、創業の見込みがあること。
<input type="checkbox"/>	フランチャイズ方式等による事業でないこと（ただし、地元雇用の拡大や吉野川市のPRになるなど、地域活性化に寄与すると認められるものは除く。）
<input type="checkbox"/>	宗教又は政治を目的とした事業のほか市長が適当でないと判断する事業でないこと
<input type="checkbox"/>	市やメディアの取材等、PRや広報活動に可能な範囲で協力できること。
<input type="checkbox"/>	国及び県、市から同様の補助金の交付を受けていないこと。



吉野川市公式キャラクター
ヨッピー・ピッピー



裏面へ

